

令和2年（2020年）

9月那覇市議会定例会

議案書

令和2年9月1日

令和2年(2020年)9月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第79号	那覇市公平委員会の委員の選任について	総務委員会	総務部 人事課	1
議案第80号	那覇市農業委員会の委員の選任について	総務委員会	総務部 人事課	3
議案第81号	那覇市農業委員会の委員の選任について	総務委員会	総務部 人事課	5
議案第82号	那覇市農業委員会の委員の選任について	総務委員会	総務部 人事課	7
議案第83号	那覇市農業委員会の委員の選任について	総務委員会	総務部 人事課	9
議案第84号	那覇市農業委員会の委員の選任について	総務委員会	総務部 人事課	11
議案第85号	那覇市農業委員会の委員の選任について	総務委員会	総務部 人事課	13
議案第86号	那覇市農業委員会の委員の選任について	総務委員会	総務部 人事課	15
議案第87号	那覇市農業委員会の委員の選任について	総務委員会	総務部 人事課	17
議案第88号	那覇市農業委員会の委員の選任について	総務委員会	総務部 人事課	19
議案第89号	那覇市政功労者表彰条例の一部を改正する条例制定について	総務委員会	総務部 秘書広報課	21
議案第90号	那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	総務委員会	総務部 人事課	23
議案第91号	那覇文化芸術劇場なは一と条例制定について	厚生経済委員会	市民文化部 文化振興課	25

令和2年(2020年)9月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第92号	那覇市ぶんかテンプス館条例の一部を改正する条例制定について	厚生経済委員会	経済観光部 商工農水課	35
議案第93号	那覇市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	総務委員会	消防局 予防課	39
議案第94号	令和2年度那覇市一般会計補正予算(第7号)	予算決算委員会 (4分科会)	企画財務部 財政課	別冊
議案第95号	令和2年度那覇市一般会計補正予算(第8号)	予算決算委員会 (4分科会)	企画財務部 財政課	別冊
議案第96号	令和2年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	予算決算委員会 (教育福祉分科会)	福祉部 ちゃーがんじゅう課	別冊
議案第97号	令和2年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	予算決算委員会 (厚生経済分科会)	健康部 国民健康保険課	別冊
議案第98号	令和2年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	予算決算委員会 (厚生経済分科会)	健康部 国民健康保険課	別冊
議案第99号	令和2年度那覇市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)	予算決算委員会 (教育福祉分科会)	こどもみらい部 子育て応援課	別冊
議案第100号	令和元年度那覇市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	予算決算委員会 (都市建設環境分科会)	上下水道部 企画経営課	別冊
議案第101号	財産の取得について(災害用備蓄品(食糧品))	総務委員会	総務部 防災危機管理課	43
議案第102号	財産の取得について(災害用備蓄品(資機材))	総務委員会	総務部 防災危機管理課	45
議案第103号	公有水面埋立免許願書に関する意見について	都市建設環境委員会	都市みらい部 都市計画課	47
議案第104号	工事請負契約について(若狭市営住宅3号棟耐震改修工事)	都市建設環境委員会	まちなみ共創 市営住宅課	49

令和2年(2020年)9月那覇市議会定例会付議事件名


議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第105号	工事請負契約について(壺川市営住宅2号棟改修工事)	都市建設環境委員会	まちなみ共創部 市営住宅課	51
議案第106号	工事請負契約について(若狭小学校校舎及びプール等改築工事(建築))	教育福祉委員会	生涯学習部 施設課	53
議案第107号	工事請負契約について(石嶺小学校屋内運動場等改築工事(建築))	教育福祉委員会	生涯学習部 施設課	55
議案第108号	工事請負契約について(垣花小学校屋内運動場及びプール改築工事(建築))	教育福祉委員会	生涯学習部 施設課	57
認定第1号	令和元年度那覇市水道事業会計決算	予算決算委員会 (都市建設環境分科会)	上下水道部 企画経営課	別冊
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	厚生経済委員会	市民文化部 市民生活安全課	59
報告第37号	専決処分の報告について(市道港町1号陥没穴による二輪車損傷事故)	都市建設環境委員会	都市みらい部 道路管理課	61
報告第38号	専決処分の報告について(工事請負金額の変更)	教育福祉委員会	生涯学習部 施設課	63
報告第39号	専決処分の報告について(工事請負金額の変更)	教育福祉委員会	生涯学習部 施設課	65
報告第40号	専決処分の報告について(工事請負金額の変更)	教育福祉委員会	生涯学習部 施設課	67
報告第41号	専決処分の報告について(学校事故)	教育福祉委員会	生涯学習部 施設課	69
報告第42号	専決処分の報告について(車両事故)	教育福祉委員会	学校教育部 学務課	71
報告第43号	令和元年度決算に基づく資金不足比率の報告について	予算決算委員会 (都市建設環境分科会)	上下水道部 企画経営課	73

那覇市公平委員会の委員の選任について

次の者を那覇市公平委員会の委員に選任したいので、同意を求める。

令和2年9月1日提出

那覇市長 城間 幹子


東 盛 政 行

(提案理由)

上記の者は那覇市公平委員会の委員として適任であると思料するので、この案を提出する。

那覇市農業委員会の委員の選任について

次の者を那覇市農業委員会の委員に選任したいので、同意を求める。

令和2年9月1日提出

那覇市長 城間 幹子

[Redacted]

兼 島 明

[Redacted]

(提案理由)

上記の者は那覇市農業委員会の委員として適任であると思料するので、この案を提出する。

那覇市農業委員会の委員の選任について

次の者を那覇市農業委員会の委員に選任したいので、同意を求める。

令和 2 年 9 月 1 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

[Redacted]

伊 佐 眞 幸

[Redacted]

(提案理由)

上記の者は那覇市農業委員会の委員として適任であると思料するので、この案を提出する。

那覇市農業委員会の委員の選任について

次の者を那覇市農業委員会の委員に選任したいので、同意を求める。

令和2年9月1日提出

那覇市長 城間 幹子

[Redacted]

新垣次夫

[Redacted]

(提案理由)

上記の者は那覇市農業委員会の委員として適任であると思料するので、この案を提出する。

那覇市農業委員会の委員の選任について

次の者を那覇市農業委員会の委員に選任したいので、同意を求める。

令和 2 年 9 月 1 日提出

那覇市長 城 間 幹 子


比 嘉 晋

(提案理由)

上記の者は那覇市農業委員会の委員として適任であると思料するので、この案を提出する。

那覇市農業委員会の委員の選任について

次の者を那覇市農業委員会の委員に選任したいので、同意を求める。

令和2年9月1日提出

那覇市長 城間 幹子


渡 口 捷 也

(提案理由)


上記の者は那覇市農業委員会の委員として適任であると思料するので、この案を提出する。

那覇市農業委員会の委員の選任について

次の者を那覇市農業委員会の委員に選任したいので、同意を求める。

令和 2 年 9 月 1 日提出

那覇市長 城 間 幹 子


金 城 政 則

(提案理由)


上記の者は那覇市農業委員会の委員として適任であると思料するので、この案を提出する。

那覇市農業委員会の委員の選任について

次の者を那覇市農業委員会の委員に選任したいので、同意を求める。

令和2年9月1日提出

那覇市長 城間 幹子


上原 清 広

(提案理由)

上記の者は那覇市農業委員会の委員として適任であると思料するので、この案を提出する。

那覇市農業委員会の委員の選任について

次の者を那覇市農業委員会の委員に選任したいので、同意を求める。

令和 2 年 9 月 1 日提出

那覇市長 城 間 幹 子


我 如 古 一 郎

(提案理由)


上記の者は那覇市農業委員会の委員として適任であると思料するので、この案を提出する。

那覇市農業委員会の委員の選任について

次の者を那覇市農業委員会の委員に選任したいので、同意を求める。

令和 2 年 9 月 1 日提出

那覇市長 城 間 幹 子


當 山 清 久

(提案理由)

上記の者は那覇市農業委員会の委員として適任であると思料するので、この案を提出する。

那覇市政功労者表彰条例の一部を改正する条例制定について

那覇市政功労者表彰条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 2 年 9 月 1 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

市政功労者の表彰を行う日を市制施行記念日から変更することができるように規定を整備するため、この案を提出する。

那覇市政功労者表彰条例の一部を改正する条例

那覇市政功労者表彰条例(1961年那覇市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第5条 功労者の表彰は、毎年市制施行記念日に行う。 2 [略]	第5条 功労者の表彰は、毎年市制施行記念日に行う。 <u>ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、表彰を行う日を変更することができる。</u> 2 [略]
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定
について

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよう
に制定する。

令和 2 年 9 月 1 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために行われ
る措置に係る作業に従事した職員に支給する感染症防疫作業手当の特例を定め
るため、この案を提出する。

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成14年那覇市条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則	<p>付 則</p> <p>4 <u>職員が新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業で規則で定めるものに従事したときは、第6条の規定にかかわらず、従事した日1日につき、4,000円を超えない範囲内で規則で定める額の感染症防疫作業手当を支給する。</u></p>
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、令和2年2月1日から適用する。
(感染症防疫作業手当の内払)
- 2 令和2年2月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例第6条の規定により支給された感染症防疫作業手当のうち、新条例付則第4項に規定する規則で定める作業に係るものは、同項の規定による感染症防疫作業手当の内払とみなす。

那覇文化芸術劇場なは一と条例制定について

那覇文化芸術劇場なは一と条例を別紙のように制定する。

令和2年9月1日提出

那覇市長 城間 幹子

(提案理由)

文化芸術の継承及び発展、市民の交流並びに地域の活性化を図り、もって心豊かな市民生活の実現に資することを目的として那覇文化芸術劇場なは一を設置するため、この案を提出する。

那覇文化芸術劇場なは一と条例

(設置)

第1条 文化芸術に関する活動を促進し、並びに多様な文化芸術を鑑賞する機会及び創造する環境を提供すること等により、文化芸術の継承及び発展、市民の交流並びに地域の活性化を図り、もって心豊かな市民生活の実現に資するため、那覇文化芸術劇場なは一と(以下「劇場」という。)を設置する。

(位置)

第2条 劇場の位置は、那覇市久茂地3丁目26番とする。

(劇場の構成)

第3条 劇場は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 大劇場(大劇場の楽屋を含む。)
- (2) 小劇場(小劇場の楽屋を含む。)
- (3) スタジオ
- (4) 練習室
- (5) 託児室兼会議室
- (6) 展示室
- (7) ロビー

(事業)

第4条 劇場は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 文化芸術に関する創造、発信、鑑賞、普及、人材の育成及び交流を促進する事業
- (2) 多様な文化芸術を鑑賞する機会及び創造する環境の提供に資する事業
- (3) 文化芸術等に関する施設、附属設備等の提供に関する事業
- (4) 憩い及び交流の場の創出に資する事業
- (5) その他市長が必要と認める事業

(利用時間及び休館日)

第5条 劇場の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 劇場の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 毎月の第1月曜日及び第3月曜日(これらの日が休日(国民の祝日に関する法

律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日及び6月23日(慰霊の日)をいう。以下同じ。)に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日)

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

(入場の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、劇場への入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

(1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者

(2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがある者

(3) 伝染性の疾患がある者又はそのおそれがある者

(4) 管理上必要な指示に従わない者

(利用許可)

第7条 劇場の施設及びその附属設備(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、市長の許可(以下「利用許可」という。)を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、利用許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

(利用期間)

第8条 施設等の利用期間は、利用を開始した日から起算して14日を超えることができない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用料)

第9条 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、市長に対し、その利用に係る使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、別表により算定した額とする。この場合において、その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 使用料は、市長が定める日までに納付しなければならない。

4 既に納付された使用料は、還付しないものとする。ただし、規則で定める事由に該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより使用料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 本市が主催する事業に利用する場合
 - (2) 学術、芸術若しくは文化に関する団体、公共団体又は公共的団体が本市との共催により利用する場合
 - (3) 構成員の半数以上が本市に通学する高校生以下の団体(第6号の本市内の学校を除く。)が利用する場合(第3条第1号又は第2号に掲げる施設を利用する場合を除く。)
 - (4) 構成員の半数以上が本市に住所又は居所を有する満65歳以上の者である団体が利用する場合(第3条第1号又は第2号に掲げる施設を利用する場合を除く。)
 - (5) 構成員の半数以上が本市に住所又は居所を有する障がい者の団体が利用する場合(第3条第1号又は第2号に掲げる施設を利用する場合を除く。)
 - (6) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する本市内の学校が教育目的のために利用する場合
 - (7) 前各号に掲げる場合を除くほか、利用者が行事に利用する日以外の日に、準備、リハーサル等のために利用する場合
 - (8) その他市長が特別の理由があると認める場合
- (利用許可の制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の利用許可をしない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
 - (2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
 - (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号の暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
 - (4) 管理又は運営に支障があるとき。
 - (5) その他市長が不相当と認めるとき。
- (利用許可の取消し等)

第12条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。
- (4) 管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 災害その他のやむを得ない事由により施設等の利用ができなくなったとき。

2 前項の規定による利用許可の取消し若しくは変更又は利用の制限若しくは停止によって利用者に損害が生じても、本市は、その責めを負わないものとする。

(特別の設備)

第13条 利用者は、施設の利用に当たって特別の設備を設けようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第14条 利用者は、施設等の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用者の注意義務)

第15条 利用者は、この条例及びこれに基づく規則を守り、善良な管理者の注意をもって利用しなければならない。

(保安の責任)

第16条 利用者は、利用期間中、入場者の整理、警備、劇場の設備の操作及び保全その他の施設の利用に伴う保安の責めを負うものとする。

(職員の立入り)

第17条 利用者は、本市の職員が職務執行のため利用中の施設に立ち入るときは、これを拒むことができない。

(原状回復の義務)

第18条 利用者は、施設等の利用を終了したときは、直ちに原状に復して本市の職員の検査を受けなければならない。

(損害賠償等の義務)

第19条 劇場の施設又は設備を汚損し、破損し、又は滅失したものは、速やかにこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 利用許可その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表(第9条関係)

1 劇場及びスタジオの使用料

区分				金額(円)					
				午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
				9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時
大 劇 場	入 場 料 に よ る 区 分	1,000 円	平日	48,600	64,800	64,800	129,600	145,800	210,600
		以下(無料の場合を含む。)	休日等	58,200	77,600	77,600	155,200	174,600	252,200
	3,000 円 以下	1,001 円	平日	61,800	82,400	82,400	164,800	185,400	267,800
		以 上	休日等	74,100	98,800	98,800	197,600	222,300	321,100
		3,001 円	平日	75,000	100,000	100,000	200,000	225,000	325,000
		以 上	休日等	90,000	120,000	120,000	240,000	270,000	390,000
		5,000 円 以下							

		5,001 円	平日	88,500	118,000	118,000	236,000	265,500	383,500
		以上	休日等	106,200	141,600	141,600	283,200	318,600	460,200
	楽屋のみの場合			6,300	8,400	8,400	16,800	18,900	27,300
小 劇 場	入 場 料	無料	平日	9,000	12,000	12,000	24,000	27,000	39,000
			休日等	10,800	14,400	14,400	28,800	32,400	46,800
	に よ る	1円以上	平日	13,800	18,400	18,400	36,800	41,400	59,800
			休日等	16,500	22,000	22,000	44,000	49,500	71,500
	区 分	1,000 円 以下	平日	18,300	24,400	24,400	48,800	54,900	79,300
			休日等	21,900	29,200	29,200	58,400	65,700	94,900
		3,000 円 以下	平日	23,100	30,800	30,800	61,600	69,300	100,100
			休日等	27,600	36,800	36,800	73,600	82,800	119,600
	楽屋のみの場合			2,700	3,600	3,600	7,200	8,100	11,700
	大 ス タ ジ オ	入 場 料	無料	平日	5,700	7,600	7,600	15,200	17,100
休日等				6,900	9,200	9,200	18,400	20,700	29,900
に よ る		1円以上	平日	7,800	10,400	10,400	20,800	23,400	33,800
			休日等	9,300	12,400	12,400	24,800	27,900	40,300
区 分		3,000 円 以下	平日	9,900	13,200	13,200	26,400	29,700	42,900
			休日等	11,700	15,600	15,600	31,200	35,100	50,700
楽屋のみの場合			2,700	3,600	3,600	7,200	8,100	11,700	
小 ス タ ジ オ	入 場 料	無料	平日	3,600	4,800	4,800	9,600	10,800	15,600
			休日等	4,200	5,600	5,600	11,200	12,600	18,200
	に よ る	1円以上	平日	4,800	6,400	6,400	12,800	14,400	20,800
			休日等	5,700	7,600	7,600	15,200	17,100	24,700
		3,000 円 以下	平日	6,000	8,000	8,000	16,000	18,000	26,000
			休日等	7,200	9,600	9,600	19,200	21,600	31,200
楽屋のみの場合			2,700	3,600	3,600	7,200	8,100	11,700	

	区分	以上	休日等	7,200	9,600	9,600	19,200	21,600	31,200
--	----	----	-----	-------	-------	-------	--------	--------	--------

備考

- 1 「入場料」とは、その名称及び徴収の時期のいかんを問わず、利用者が入場者から徴収する入場の対価(利用期間を通じて複数の入場の対価を設けているときは、その最高額)をいう。
 - 2 「休日等」とは、日曜日、土曜日、休日及び第5条第2項に規定する休館日をいう。
 - 3 「大劇場」には、大劇場の楽屋を含み、「小劇場」には、小劇場の楽屋を含むものとする。
 - 4 商業宣伝若しくは営利又はこれらに類似する行為を目的として利用する場合における使用料の額は、次のとおりとする。
 - (1) 大劇場 5,001円以上の入場料による区分を適用して得た額
 - (2) 小劇場 3,001円以上の入場料による区分を適用して得た額
 - (3) 大劇場の楽屋、小劇場の楽屋、大スタジオ及び小スタジオ この表に掲げる金額に1.5を乗じて得た額
 - 5 大劇場の3階を利用しない場合における大劇場に係る使用料の額は、この表又は前項の規定により算定して得た額に0.75を乗じて得た額とする。
 - 6 市民等(本市に住所若しくは居所を有する者、本市に通勤若しくは通学をする者又は本市で事業活動を行う法人その他の団体をいう。以下同じ。)以外の者が利用する場合における使用料(大劇場、小劇場及びこれらの楽屋の使用料を除く。)の額は、この表又は前2項の規定により算定して得た額に1.5を乗じて得た額とする。
 - 7 施設の利用を開始する時刻を繰り上げた時間及び利用を終了する時刻を繰り下げた時間に係る使用料の額は、30分(30分に満たない時間は、これを30分として計算する。)につき、この表又は前3項の規定により算定した全日の額を26で除し、これに1.3を乗じて得た額とする。
 - 8 特別に電気を使用するときは、その実費を徴収する。
- 2 練習室、託児室兼会議室、展示室及びロビーの使用料

区分	単位	金額(円)
練習室1	1時間につき	200
練習室2	1時間につき	200
練習室3	1時間につき	500
練習室4	1時間につき	200
託児室兼会議室	1時間につき	300
展示室	1日につき	3,900
ロビー(1平方メートル当たり)	1時間につき	8

備考

- 1 商業宣伝若しくは営利又はこれらに類似する行為を目的として利用する場合における使用料の額は、この表に掲げる金額に1.5を乗じて得た額とする。
- 2 市民等以外の者が利用する場合における使用料の額は、この表又は前項の規定により算定して得た額に1.5を乗じて得た額とする。
- 3 施設(展示室を除く。)の利用を終了する時刻を繰り下げて22時より後に利用する場合における22時より後の時間に係る使用料の額は、この表又は前2項の規定により算定して得た額に1.3を乗じて得た額とする。
- 4 特別に電気を使用するときは、その実費を徴収する。

3 附属設備の使用料

区分	単位	金額
舞台設備類	1点当たり1時間につき	2,000円以内で規則で定める額
音響設備類	1点当たり1時間につき	2,250円以内で規則で定める額
照明設備類	1点当たり1時間につき	750円以内で規則で定める額
楽器類	1点当たり1時間につき	3,000円以内で規則で定める額
その他設備	1点当たり1時間につき	5,000円以内で規則で定める額

4 空調設備の使用料

区分	単位	金額(円)
大劇場(舞台部分を含む。)	1時間につき	11,600

大劇場の舞台のみの場合	1時間につき	900
小劇場(舞台部分を含む。)	1時間につき	2,400
小劇場の舞台のみの場合	1時間につき	800
大スタジオ	1時間につき	800
小スタジオ	1時間につき	400

備考 空調設備を延長して利用する場合における延長する時間に係る使用料は、30分(30分に満たない時間は、これを30分として計算する。)につき、この表に掲げる金額に0.5を乗じて得た額とする。

那覇市ぶんかテンプス館条例の一部を改正する条例制定について

那覇市ぶんかテンプス館条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 2 年 9 月 1 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

那覇市ぶんかテンプス館の研修室について、新たに商業宣伝若しくは営利又はこれらに類する行為を行う場合の利用料金の区分を設け、併せて字句の整理を行うため、この案を提出する。

那覇市ぶんかテンプス館条例の一部を改正する条例

那覇市ぶんかテンプス館条例(平成16年那覇市条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																							
<p>(施設の構成)</p> <p>第3条 那覇市ぶんかテンプス館(以下「テンプス館」という。)は、次の施設をもって構成する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 利用施設</p> <p>ア～エ [略]</p> <p><u>オ 記録・保存室兼研修室</u></p> <p>カ～ク [略]</p> <p>(3)～(4) [略]</p> <p>別表第1(第5条関係)</p> <table border="1" data-bbox="204 976 778 1200"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>利用時間</th> <th>休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>記録・保存室兼</u></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>研修室</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 [略]</p> <p>別表第7(第10条関係)</p> <p>研修室利用料金</p> <table border="1" data-bbox="204 1346 778 1435"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額(1時間につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室</td> <td>2,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 [略]</p>	施設名	利用時間	休館日	[略]		[略]	<u>記録・保存室兼</u>	[略]		<u>研修室</u>			[略]			区分	金額(1時間につき)	研修室	2,200円	<p>(施設の構成)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>ア～エ [略]</p> <p><u>オ 研修室</u></p> <p>カ～ク [略]</p> <p>(3)～(4) [略]</p> <p>別表第1(第5条関係)</p> <table border="1" data-bbox="850 976 1425 1155"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>利用時間</th> <th>休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>研修室</u></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 [略]</p> <p>別表第7(第10条関係)</p> <p>研修室利用料金</p> <table border="1" data-bbox="850 1346 1425 1659"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">金額(1時間につき)</th> </tr> <tr> <th>商業宣伝若しくは営利又はこれらに類する行為を行わない場合</th> <th>商業宣伝若しくは営利又はこれらに類する行為を行う場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室</td> <td>2,200円</td> <td><u>6,400円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 [略]</p>	施設名	利用時間	休館日	[略]		[略]	<u>研修室</u>	[略]		[略]			区分	金額(1時間につき)		商業宣伝若しくは営利又はこれらに類する行為を行わない場合	商業宣伝若しくは営利又はこれらに類する行為を行う場合	研修室	2,200円	<u>6,400円</u>
施設名	利用時間	休館日																																						
[略]		[略]																																						
<u>記録・保存室兼</u>	[略]																																							
<u>研修室</u>																																								
[略]																																								
区分	金額(1時間につき)																																							
研修室	2,200円																																							
施設名	利用時間	休館日																																						
[略]		[略]																																						
<u>研修室</u>	[略]																																							
[略]																																								
区分	金額(1時間につき)																																							
	商業宣伝若しくは営利又はこれらに類する行為を行わない場合	商業宣伝若しくは営利又はこれらに類する行為を行う場合																																						
研修室	2,200円	<u>6,400円</u>																																						
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。</p>																																								

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年11月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の那覇市ぶんかテンプス館条例の規定による利用に係る料金の額の決定その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 2 年 9 月 1 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

複合用途の建物に消火器具の設置を義務付ける等消防用設備等の設置基準を見直し、及び消防訓練を実施する際の届出義務等を廃止するため、この案を提出する。

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例

那覇市火災予防条例(昭和47年那覇市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(消火器具に関する基準)</p> <p><u>第35条</u> 令別表第1各項に掲げる防火対象物に存する場所のうち、次の各号に掲げる場所には、令別表第2においてその消火に適応するものとされる消火器具(大型消火器を除く。以下同じ。)を設けなければならない。ただし、令第10条第1項各号に掲げる防火対象物又はその部分に存する場所については、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定により設ける消火器具は、令第10条第2項並びに消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「法施行規則」という。)第9条及び第11条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。</p>	<p>(消火器具に関する基準)</p> <p><u>第35条</u> 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が150平方メートル以上のものには、消火器具(大型消火器を除く。以下同じ。)を設けなければならない。</p> <p>2 令別表第1各項に掲げる防火対象物に存する場所のうち、次の各号に掲げる場所には、令別表第2においてその消火に適応するものとされる消火器具を設けなければならない。ただし、令第10条第1項各号に掲げる防火対象物又はその部分に存する場所については、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 前3項の規定により設ける消火器具は、令第10条第2項並びに消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「法施行規則」という。)第9条及び第11条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。この場合において、第1項の規定により設ける消火器具の能力単位の数値は、当該防火対象物の床面積を150平方メートルで除して得た数値以上としなければならない。</p>
<p>(大型消火器に関する基準)</p> <p>第36条 令別表第1各項に掲げる防火対象物に存する場所のうち、次に掲げる場所には、令別表第2においてその消火に適応するものとされる大型消火器を、当該場所の各部分から一の大型消火器に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けなければならない。ただし、<u>第1号から第5号までに掲げる場所であって令第16条から令第18条までのいずれかに規定す</u></p>	<p>(大型消火器に関する基準)</p> <p>第36条 令別表第1各項に掲げる防火対象物に存する場所のうち、次に掲げる場所には、令別表第2においてその消火に適応するものとされる大型消火器を、当該場所の各部分から一の大型消火器に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けなければならない。ただし、令第16条から令第18条までのいずれかに規定する消火設備を設置しているものについて</p>

る消火設備を設置しているもの並びに第6号及び第7号に掲げる場所であって令及び法施行規則の規定により消火設備(法施行規則第6条に規定する消火器を除く。)を設置しているものについては、この限りでない。

(1)～(5) [略]

(6) 自動車車庫、駐車場、自動車修理及び整備工場又は飛行機の整備工場のうち、当該部分の用途に供する部分の床面積が150平方メートル以上の場所

(7) 昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のもので、5台以上の車両を収容する場所

2 [略]

(避難器具に関する基準)

第41条 [略]

2 [略]

3 令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ及び(16)項イ((1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階に限る。)に掲げる防火対象物に設置する避難器具である旨の表示は、標識灯で行わなければならない。

(消防訓練の実施等)

第55条 防火管理者は、消防計画に基づく消火、通報及び避難等の総合訓練を年1回以上実施しなければならない。

2 防火管理者は、前項の総合訓練を実施しようとするときは、その旨を消防署長に届け出なければならない。

3 防災管理者は、消防計画に基づく火災以外の災害による避難訓練を実施しようとするときは、その旨を消防署長に届け出なければならない。

は、この限りでない。

(1)～(5) [略]

2 [略]

(避難器具に関する基準)

第41条 [略]

2 [略]

3 令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ及び(16)項イ((1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階に限る。)に掲げる防火対象物に設置する避難器具である旨の表示は、標識灯で行わなければならない。ただし、標識を設置することで避難器具の設置場所を容易に認識することができる場合は、この限りでない。

第55条 削除

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第35条の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。

財産の取得について（災害用備蓄品（食糧品））

次のとおり災害用備蓄品（食糧品）を購入する。

令和2年9月1日提出

那覇市長 城間幹子

- 1 品名、規格及び数量 災害用備蓄品（別紙、明細書のとおり）
- 2 購入の目的 観光客向けの災害用備蓄品を整備する。
- 3 購入の方法 制限付一般競争入札

（提案理由）

観光客向けの災害用備蓄品（食糧品）を整備する目的で購入する財産について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、この案を提出する。

財産の取得について（災害用備蓄品（資機材））

次のとおり災害用備蓄品（資機材）を購入する。

令和2年9月1日提出

那覇市長 城間幹子

- 1 品名、規格及び数量 災害用備蓄品（別紙、明細書のとおり）
- 2 購入の目的 観光客向けの災害用備蓄品を整備する。
- 3 購入の方法 制限付一般競争入札

（提案理由）

観光客向けの災害用備蓄品（資機材）を整備する目的で購入する財産について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、この案を提出する。

公有水面埋立免許願書に関する意見について

那覇港管理組合管理者から、令和2年7月15日那覇港管理組合諮問第1号により諮問を受けた那覇港（新港ふ頭地区）の公有水面埋立について、異存のない旨那覇港管理組合管理者に答申したいので、公有水面埋立法第3条第4項の規定により議会の議決を求める。

令和2年9月1日提出

那覇市長 城間 幹子

1 提案の内容（別紙）

（提案理由）

那覇港管理組合管理者から公有水面埋立免許願書に関する意見を求められているので、この案を提出する。

公有水面埋立免許願書 那覇港（新港ふ頭地区）概要

1. 出願人の所在及び名称、法人にあつては、その代表者の氏名及び住所

出願人 住所 沖縄県那覇市通堂町2番1号
名称 那覇港管理組合
代表者 住所 沖縄県那覇市寄宮1丁目7番1号
氏名 那覇港管理組合管理者 玉城 康裕

2. 埋立区域

(1) 位置

沖縄県那覇市港町1丁目5番、208番、4丁目1番1号、3番22号の地先公有水面

(2) 面積

48,215.18 平方メートル

3. 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

沖縄県那覇市港町1丁目5番、208番地、4丁目1番1号、3番22号の地内並びに
同町1丁目5番、208番地、4丁目1番1号、3番22号の地先公有水面

(2) 面積

72,884.87 平方メートル

4. 埋立地の用途 ふ頭用地及び港湾関連用地

5. 設計の概要 「公有水面埋立免許願書 那覇港（新港ふ頭地区）」のとおり

6. 埋立てに関する工事の施行に要する期間 2年2月

工事請負契約について
(若狭市営住宅3号棟耐震改修工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和2年9月1日提出

那覇市長 城間 幹子

- 1 契約の目的 若狭市営住宅3号棟耐震改修工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約金額 179,316,500円
- 4 契約の相手方

受注者 所在地 沖縄県那覇市具志1丁目12番3号
商号又は名称 株式会社 平川建設
代表者氏名 代表取締役 平川 哲也

(提案理由)

「若狭市営住宅3号棟耐震改修工事」を施工するため、この案を提出する。

工事請負契約について
(壺川市営住宅2号棟改修工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和2年9月1日提出

那覇市長 城間 幹子

- 1 契約の目的 壺川市営住宅2号棟改修工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約金額 180,221,800円
- 4 契約の相手方
 - 受注者 米正建設・リフレッシュ沖縄・真誠建装共同企業体
 - 代表者 所在地 沖縄県那覇市字仲井真394番地の19
商号又は名称 株式会社 米正建設
代表者氏名 代表取締役 米盛 みつ子
 - 構成員 所在地 沖縄県那覇市字仲井真398番地28
商号又は名称 株式会社 リフレッシュ沖縄
代表者氏名 代表取締役 大石 信昭
 - 構成員 所在地 沖縄県那覇市宇栄原747番地1
商号又は名称 株式会社 真誠建装
代表者氏名 代表取締役 仲村渠 誠

(提案理由)

「壺川市営住宅2号棟改修工事」を施工するため、この案を提出する。

工事請負契約について（若狭小学校校舎及びプール等改築工事(建築)）

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和2年9月1日提出

那覇市長 城間 幹子

- 1 契約の目的 若狭小学校校舎及びプール等改築工事(建築)
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約金額 1,665,697,000円
- 4 契約の相手方 先嶋建設・古波蔵組共同企業体

代表者 所在地 沖縄県那覇市松山1丁目35番2号
商号又は名称 先嶋建設株式会社
代表者氏名 代表取締役 黒島 一洋

構成員 所在地 沖縄県那覇市泉崎1丁目22番12号
商号又は名称 株式会社 古波蔵組
代表者氏名 代表取締役 古波蔵 太志

(提案理由)

若狭小学校校舎及びプール等改築工事(建築)を施工するため、この案を提出する。

工事請負契約について（石嶺小学校屋内運動場等改築工事（建築））

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和2年9月1日提出

那覇市長 城間 幹子

- 1 契約の目的 石嶺小学校屋内運動場等改築工事（建築）
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約金額 658,350,000 円
- 4 契約の相手方
所在地 沖縄県那覇市壺川2丁目13番26号
受注者 商号又は名称 株式会社 丸元建設
代表者氏名 代表取締役社長 糸数 幸恵

（提案理由）

石嶺小学校屋内運動場等改築工事（建築）を施工するため、この案を提出する。

工事請負契約について（垣花小学校屋内運動場及びプール改築工事(建築)）

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和2年9月1日提出

那覇市長 城間 幹子

- 1 契約の目的 垣花小学校屋内運動場及びプール改築工事(建築)
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約金額 633,094,000 円
- 4 契約の相手方
所在地 沖縄県那覇市高良3丁目1番地1
受注者 商号又は名称 株式会社 大米建設
代表者氏名 代表取締役社長 仲本 靖彦

(提案理由)

垣花小学校屋内運動場及びプール改築工事(建築)を施工するため、この案を提出する。

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

別紙の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和2年9月1日提出

那覇市長 城間 幹子

(諮問理由)

別紙の者は、人権擁護委員候補者として適任と思料されるので、諮問する。

別 紙

1 
あらかき せい き
新垣 誠毅  〈再任推薦〉

2 
しもじ ひろたか
下地 寛隆  〈再任推薦〉

3 
ね ま たつ や
根間 辰哉  〈新規推薦〉

4 
とくだ み わ こ
徳田 美和子  〈新規推薦〉

専決処分の報告について
(市道港町1号陥没穴による二輪車損傷事故)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年9月1日提出

那覇市長 城間 幹子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 8 月 14 日

那覇市長 城 間 幹 子

1 事 件 名 市道港町 1 号陥没穴による二輪車損傷事故

2 賠償の相手方

及び賠償額

相 手 方 那覇市安謝在住

賠 償 額 40,621 円

3 和 解 事 項

(1) 那覇市は賠償の相手方に対し、責任割合を 8 割として上記の賠償額を支払う。

(2) 那覇市と相手方は、今後本件に関して如何なる事情が発生しても、双方とも一切異議の申し立てをしないことを確認する。

専決処分の報告について(工事請負金額の変更)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年9月1日提出

那覇市長 城間 幹子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された請負金額の 100 分の 5 以内でその額が 1,000 万円を超えない範囲の請負金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 8 月 4 日

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 議決事件名 工事請負契約について(安岡中学校屋内運動場等改築工事(建築))(令和元年 12 月 20 日同意)

工 事 名 安岡中学校屋内運動場等改築工事 (建築)

契約の相手方

所在地 沖縄県那覇市前島 3 丁目 13 番 11 号
受注者 商号 株式会社 高橋土建
氏名 代表取締役 玉城 俊夫

- 2 変更する事項 契約金額
既決金額 724,900,000 円
変更する金額 733,370,000 円

専決処分の報告について(工事請負金額の変更)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 9 月 1 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成12年3月24日議会の議決により指定された請負金額の100分の5以内でその額が1,000万円を超えない範囲の請負金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和2年8月12日

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 議決事件名 工事請負契約について(神原小学校屋内運動場等改築工事(建築))(令和元年10月4日同意)

工 事 名 神原小学校屋内運動場等改築工事(建築)

契約の相手方

請負者	丸元建設・仲村組・久工務店共同企業体
代表者	住所 沖縄県那覇市壺川2丁目13番26号
	商号 株式会社 丸元建設
	氏名 代表取締役社長 糸数 幸恵
構成員	住所 沖縄県那覇市古波蔵3丁目17番5号
	商号 有限会社 仲村組
	氏名 代表取締役 仲村渠 孝
構成員	住所 沖縄県那覇市若狭1丁目3番20号2-A
	商号 有限会社 久工務店
	氏名 代表取締役 波平 幸久

- 2 変更する事項 契約金額

既 決 金 額 787,820,000 円

変更する金額 797,511,000 円

専決処分の報告について(工事請負金額の変更)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年9月1日提出

那覇市長 城間 幹子

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成12年3月24日議会の議決により指定された請負金額の100分の5以内でその額が1,000万円を超えない範囲の請負金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和2年8月17日

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 議決事件名 工事請負契約について(宇栄原小学校屋内運動場等改築工事(建築))(令和元年10月4日同意)

工 事 名 宇栄原小学校屋内運動場等改築工事(建築)

契約の相手方

請負者 佐平建設・正吉建設共同企業体

代表者 住所 沖縄県那覇市小禄5丁目13番1号

商号 株式会社 佐平建設

氏名 代表取締役 佐平 八十男

構成員 住所 沖縄県那覇市仲井間365-2

商号 株式会社 正吉建設

氏名 代表取締役 赤嶺 勲

- 2 変更する事項 契約金額

既 決 金 額 471,240,000 円

変更する金額 480,040,000 円

専決処分の報告について（学校事故）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年9月1日提出

那覇市長 城間 幹子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 8 月 12 日

那覇市長 城 間 幹 子

- | | |
|-------------------|-----------|
| 1 事 件 名 | 学校事故 |
| 2 賠償の相手方
及び賠償額 | |
| 相 手 方 | 那覇市字真地在住 |
| 賠 償 額 | 104,940 円 |

専決処分の報告について（車両事故）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年9月1日提出

那覇市長 城間 幹子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 8 月 18 日

那覇市長 城 間 幹 子

- | | | |
|---|-----------------|-----------|
| 1 | 事 件 名 | 車両事故 |
| 2 | 賠償の相手方
及び賠償額 | |
| | 相 手 方 | 那覇市若狭在住 |
| | 賠 償 額 | 742,177 円 |

令和元年度決算に基づく資金不足比率の報告について

令和元年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項の資金不足比率について、同条第1項の規定に基づき別紙のとおり報告する。

令和2年9月1日提出

那覇市長 城間 幹子

資金不足比率

(令和元年度決算に基づく資金不足比率)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条
第2項の規定に基づく資金不足比率

(単位：%)

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準
那覇市水道事業会計	—	20.0
那覇市下水道事業会計	—	

備考 各会計の資金不足比率の欄において、「—」が表記されている場合は、資金の不足額が発生していないことを表す。



那 監 第 37 号
令和 2 年 7 月 31 日

那覇市長 城間 幹子 様

那覇市監査委員

同

同

同

久 場 健

宮 里 善

宮 城 茂

古 堅 茂



令和元年度決算に基づく資金不足比率審査意見について（提出）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について、次のとおり意見を提出します。

令和元年度決算に基づく資金不足比率審査意見書

1 準拠基準

那覇市監査委員監査基準（令和2年那覇市監査委員告示第1号）

2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による資金不足比率審査

3 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

4 審査の着眼点

資金不足額又は資金剰余額は適正に算定されているか。

5 審査の主な実施内容

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に算定されているかを検証するため、決算諸表その他の帳簿及び証拠書類との照合等を行うとともに、関係部局から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

6 審査の期間、日程及び実施場所

- (1) 期 間 令和2年6月8日から同年7月28日まで
- (2) 日 程 令和2年6月19日 事務局職員による予備審査
令和2年7月7日 監査委員審査
- (3) 場 所 那覇市上下水道局

7 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ、正確であるものと認められる。

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0%
下水道事業会計	—	

(注)

- 1 資金不足が生じていない場合は、資金不足比率を「—」で表示する。
- 2 経営健全化基準の数値は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等で定められた数値である。

(2) 個別意見

資金不足比率について

いずれの公営企業会計も資金不足は生じていない。

資金不足比率の状況

(単位：千円)

会計区分	資金剰余額	事業の規模	資金不足比率
水道事業会計	12,361,117	7,112,590	—
下水道事業会計	4,347,778	3,971,227	—

ア 水道事業について

資金剰余額は、前年度に比べ約4億3,030万1千円増加している。

イ 下水道事業について

資金剰余額は、前年度に比べ約5億5,614万9千円増加している。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

